

00997

鳥取縣公報

告示

鳥取縣告示第四百十二号

農地調整法第十七條の規定による証票を次のように返納した。

昭和二十四年八月二日

鳥取縣知事 西尾愛治

記

番号 公職 氏名 返納年月日

第二号 鳥取縣技術吏員 各務 武雄 昭和二十四年八月二日

第四号 同事務吏員 池田 稔夫 同

第五号 同 谷尾 憲藏 同

第六号 同 西尾 鉄三 同

第三号 同 鈴木 節美 同

第一四号 同 西川 洋 同

昭和二十四年八月二日 火曜日
第二千三十三号

本書ノ大判ハ八國定規格 A5判

第一五号	同	尾崎 亨	同
第一六号	同	岩倉 義男	同
第一七号	同	今島 秀夫	同
第一八号	同	福田 英一	同
第一九号	同	橋本 泰三	同
第二〇号	同	磯江 詔	同
第二一号	同	沢田 勳	同
第二二号	同	前田 盛廣	同
第二四号	同	森 源藏	同
第二五号	同	林 昇	同
第二六号	同	岸本 友末	同三月三十日
第三〇号	同技術吏員	福田 耕藏	同八月二日
第三一号	同事務吏員	小倉 俊男	同
第三二号	同	松原 登	同
第三三号	同	各務 徹	同

鳥取縣公報 每週 隔日發行 (休日ニ當ル) 火金 隔日發行 (時ハ翌日)

昭和二十四年七月二十二日 第二千三十三號

(昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

第三五号	同	西田	壽幸	同
第三六号	同	筒井	勳	同
第三七号	同 技術吏員	本城	芳春	同
第三八号	同	中島	実	同
第三九号	同	鳥飼	俊治	同
第四〇号	同	桐林	正男	同
第四一号	同	手島	武治	同
第四二号	同	竹内	勉	同
第四三号	同	大橋	政治	同
第四四号	同 事務吏員	中山	力雄	同
第四五号	同	細川	勉	同
第四六号	同	西原	吉輝	同
第四七号	同	豐田	実	同
第五一号	同	吉田	亮	同
第五二号	同 技術吏員	吉田	亮	同六月三十日
第五三号	同 事務吏員	谷尾	義親	同二月七日
第五六号	同 技術吏員	生田	順三	同八月二日
第五七号	同 事務吏員	平尾	生	同

第五八号	同	山田	利	同
第五九号	同	中本	健治	同
第六〇号	同 技術吏員	西川節五郎	同	同二十三年十一月三十日
第六一〇号	同	西川節五郎	同	同二十四年八月二日
第六一〇号	同	椋	貞男	同
第六二号	同 事務吏員	村上	喙一	同
第六三号	同	後藤	越夫	同
第六四号	同	石賀	龍夫	同
第六五号	同	太田	義隆	同
第六六号	同 技術吏員	松永	能典	同
第六七号	同	中瀬	泰忠	同
第六八号	同 事務吏員	森本	和雄	同
第六九号	同	西尾	律実	同

鳥取縣告示第四百十三号
農地調整法施行規則第四十條の規定による証票は次の様式である。
昭和二十四年八月二日
鳥取縣知事 西尾 愛 治

(面表)

農地調整法施行規則第四十條の規定による証票

様式

日本標準規格A7(実物大)

(面裏)

農地調整法第十七條 農地調整法第十七條の規定による証票は次の様式である。

2 前項の証票は、農地調整法第十七條の規定による証票は次の様式である。

農地調整法第十七條の規定による証票は、農地調整法第十七條の規定による証票は次の様式である。

第 号 昭和 年 月 日 交付

鳥取縣告示第四百十四号

農地調整法施行規則第四十條の規定による証票を次のように交付した。

昭和二十四年八月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

番号	公 職	氏 名	交付年月日
第一号	鳥取縣技術吏員 各務	武雄	昭和二十四年八月二日
第二号	同事務吏員	池田 稔夫	同
第三号	同	谷尾 憲藏	同
第四号	同	尾崎 享	同
第五号	同	磯江 詔	同
第六号	同	大橋 政治	同
第七号	同	各務 徹	同
第八号	同	橋本 泰藏	同
第九号	同技術吏員	竹内 勉	同
第二〇号	同事務吏員	西川 洋	同
第二一号	同	平尾 生	同

第二二号	同	林 昇	同
第二三号	同	前田 盛廣	同
第二四号	同	森 源藏	同
第二五号	同	村上 喙一	同
第二六号	同	山田 利	同
第二七号	同技術吏員	生田 順三	同
第二八号	同事務吏員	山本 博	同
第二九号	同	後藤 越夫	同
第三〇号	同	石賀 龍夫	同
第三一号	同	太田 義隆	同
第三二号	同	岸本 務	同
第三三号	同	西尾 鉄三	同
第三四号	同	中山 力雄	同
第三五号	同	岩倉 義男	同
第三六号	同	今島 秀夫	同
第三七号	同技術吏員	田辺 光博	同
第三八号	同事務吏員	角原 隆弘	同
第三九号	同	細川 勉	同

第三〇号	同	福田 英一	同
第三一号	同	鈴木 節夫	同
第三二号	同	西尾 律実	同
第三三号	同技術吏員	福田 耕藏	同
第三四号	同	中尾 秀雄	同
第三五号	同事務吏員	陶山 末男	同
第三六号	同	松原 登	同
第三七号	同	藤岡 幸雄	同
第三八号	同	小谷 三男	同
第三九号	同	西田 壽幸	同
第四〇号	同	森本 和雄	同
第四一号	同技術吏員	西川 節五郎	同
第四二号	同	堀 定近	同
第四三号	同	本城 芳春	同
第四四号	同	鳥飼 俊治	同
第四五号	同	桐林 正男	同
第四六号	同	佐々木吉次	同
第四七号	同	山根 豊	同

第四八号	同	福井 勉	同
第四九号	同	淀瀬 順三	同
第五〇号	同	松永 能典	同
第五一号	同事務吏員	小倉 俊男	同
第五二号	同	沢田 勳	同
第五三号	同	豊田 実	同

鳥取縣告示第四百十五号

昭和二十二年七月農林省令第六十二号加工水産物配給規則第十條第一項の規定により次のものを加工水産物の公認荷受機関として登録した。

昭和二十四年八月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、登録者の住 米子市灘町一丁目十六番地
鳥取縣佃煮商工業協同組合
所氏名 理事長 齋藤万治
- 二、登録の種類 加工水産物公認荷受機関
- 三、登録番号 第十五号
- 四、取扱品目種類 刻するめの佃煮並びに同上原料用す

01002

るめ

五、營業所又は事業場の位置

- 米子市内町百二十六番地
- 鳥取縣佃煮商工業協同組合米子地区集荷所
- 西伯郡境町弥生町四十二番地
- 同組合境地区集荷所
- 東伯郡倉吉町瀬崎町
- 同組合倉吉地区集荷所
- 鳥取市行徳町百二十八番地
- 同組合鳥取地区集荷所

◇鳥取縣告示第四百十六号

鳥取市大字浜坂の一部を地区とする浜坂下河原耕地整理組合設立については昭和二十四年七月三十日付で認可した。

昭和二十四年八月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第四百十七号

昭和二十二年九月鳥取縣告示第四百十八号鳥取縣衣料品小売業者諮問委員会規程の一部を次のように改め昭和二十三年十一月三十日からこれを適用する。

昭和二十四年八月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第二條中「商工課」を「物資調整課」に改める。

◇鳥取縣告示第四百十八号

昭和二十四年七月鳥取縣告示第三百四十九号中「氣高水産物株式会社に関する分の」營業所又は事業場の位置に次の出張所を追加する。

昭和二十四年八月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

五、營業所又は事業場の位置

- 氣高郡寶木村大字寶木八百九十八番地
- 氣高水産物株式会社寶木出張所
- 同浜村町大字浜村八百四十三番地
- 同浜村出張所

01003

◇鳥取縣告示第四百十九号

昭和二十四年六月鳥取縣規則第四五号鳥取縣消費地域生鮮水産物配給規則第二條第一項の規定により次のものを生鮮水産物の指定荷受機関として登録した。

昭和二十四年八月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

- 一、登録者住所 鳥取縣東伯郡浦安町大字金市一〇三氏名 東伯西部魚類株式会社 代表者 竹田利幸
- 二、登録の種類 生鮮水産物指定荷受機関
- 三、登録番号 第九号

縣 郡 村 大字 字 保安林種

鳥取	東伯	大誠	西園	東外ヶ浜外一	飛砂防止
同	同	同	同	東林の北	同
同	同	中北條	国坂	西大里外一	同
同	同	同	同	江北	西新屋敷
同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	大西後口外一	同
同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	汐川前外一	同

四、取扱水産物の種類

の種類

五、營業所又は事業場の位置

鳥取縣東伯郡浦安町大字金市一〇三 東伯西部魚類株式会社

◇鳥取縣告示第四百二十号

森林法により左記箇所に対する保安林解除の申請を受理した。

昭和二十四年八月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

全面積	要解除面積	所有者	備考
三、一〇五	内一、九三七	国有	農林省所管
〇、〇七二三	〇、〇七二三	同	同
四、五〇一九	四、五〇一九	同	同
二、〇七〇二	〇、一一〇八	同	同
五、〇九二〇	〇、三二一四	同	同
一〇、六七一六	〇、四六一三	同	同

01004

◇鳥取縣告示第四百二十一号

昭和二十一年四月勅令第八十三号物價監視委員令に基
く本縣における物價監視の区域並びに委員の定数を次
のように定める。

昭和二十一年五月鳥取縣告示第二百三十二号(物價監視
委員定数及び区域指定の件)は廃止する。

昭和二十四年八月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、区 域 鳥取市、米子市及び東伯郡倉吉町

二、委員定数 鳥取市、米子市 各八人

東伯郡倉吉町 六人

◇鳥取縣告示第四百二十二号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のよ
うに仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年八月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築主の住所氏名 東伯郡倉吉町大字湊町三二八
牧原 鉄平

一、建築物の位置 東伯郡倉吉町大字湊町三二八

一、同 用途 店舗併用住宅

一、同 構造 木造 瓦葺 二階建 一棟

一、同 規模 建築面積 三六、四平方米

突出する部分 一、三平方米

一、許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とする
こと。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に
無償にてこの建築物を除却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届
出ること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可條件の條
項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる
事項を守る義務を負うこと。

01005

教育委員會告示

◇鳥取縣教育委員會告示第四十一号

左記により鳥取縣教育委員會の定例会議を招集する。

昭和二十四年八月二日

鳥取縣教育委員會委員長 佐々木顯一

記

一、日時 昭和二十四年八月三日午前十一時

一、会期 一日間

一、場所 鳥取市東町鳥取縣教育委員會委員室

一、附議すべき事項

(イ) 職員定数問題

(ロ) 学校教育法施行細則改正案

(ハ) 其他